



平成 29 年 12 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 ショクブン
代表者名 代表取締役社長 黒川 真太郎
(コード番号 9969 東証、名証第二部)
問合せ先 執行役員管理本部長 田澤 友英
(TEL 052-773-1011)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 14 日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 29 年 11 月 14 日に、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を 東海財務局 へ提出するとともに、金融証券取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」についても提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 40 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
第 41 期 内部統制報告書 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3.【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

(1) 第 40 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日)

3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当該連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、当該事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第 40 期から第 41 期の有価証券報告書及び第 40 期第 3 四半期から第 42 期第 1 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。過年度の会計処理等を訂正することとなった経緯は、当社の平成 30 年 3 月期第 2 四半期中に、過年度における勤怠管理が適切に行われていなかった事実に伴い、売上原価及び販売費及び一般管理費が過少に計上されていたことが判明したことによります。

この事実は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、当社の決算・財務報告プロセスに関連する内部統制及び給与計算に係る業務プロセスの開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止策に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ① 就業規則の改訂及び出退勤時間の打刻徹底
- ② コンプライアンス意識の向上
- ③ 労務管理に関するガバナンス体制及び内部監査体制の強化

(2) 第41期 内部統制報告書 (自 平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当該連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、当該事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第40期から第41期の有価証券報告書及び第40期第3四半期から第42期第1四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった経緯は、当社の平成30年3月期第2四半期中に、過年度における勤怠管理が適切に行われていなかった事実に伴い、売上原価及び販売費及び一般管理費が過少に計上されていたことが判明したことによります。

この事実は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、当社の決算・財務報告プロセスに関連する内部統制及び給与計算に係る業務プロセスの開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記の重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止策に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ① 就業規則の改訂及び出退勤時間の打刻徹底
- ② コンプライアンス意識の向上
- ③ 労務管理に関するガバナンス体制及び内部監査体制の強化

以上